

## 明石市立勤労福祉会館、明石市立中高年齢労働者福祉センターの 次期指定管理者候補者の選定について

### 1 取組方針

2023年3月末に指定管理者の指定期間満了を迎える明石市立勤労福祉会館、明石市立中高年齢労働者福祉センターについて、市民サービスの向上と施設の効率的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を継続し、次のとおり次期指定管理者候補者の選定を行います。

#### (1) 対象施設

明石市立勤労福祉会館、明石市立中高年齢労働者福祉センター 2施設一括管理

#### (2) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、民間企業のノウハウ等の導入により、更なる市民サービスの向上と経費の削減等が期待できるため、公募により指定管理者を募集するものとし、選定委員会を設置して指定管理者候補者を選定する。

#### (3) 公募における施設単位

明石市立勤労福祉会館、明石市立中高年齢労働者福祉センター 2施設一括管理とします。

#### (4) 指定期間

継続した事業の取組みにより、市民サービスの向上や施設の効率的な運営を図るため、5年間とする。ただし、明石市立中高年齢労働者福祉センターについては、期間の途中で施設の転用等が決定した場合には、指定期間を一部短縮する可能性があることを示して公募します。

#### (5) 利用料金制

施設の利用促進により使用料収入の増加が図れるなど、指定管理者の自立的な経営努力が期待できることから、引き続き利用料金制を採用する。

### 2 選定スケジュール

時期	内容
2022年8月初旬	第1回選定委員会(選定方法・募集要項の決定)
2022年8月～9月	募集要項の公表・募集・説明会の開催
2022年9月～10月	第2回選定委員会(指定管理者候補者の書類審査) 第3回選定委員会(指定管理者候補者の面接審査・選定)
2022年11月	選定結果の通知・指定管理者候補者の公表
2022年12月	指定議案の提出(2022年第2回定例会12月議会) 指定の通知及び告示・公表
2023年1月～3月	事務引継ぎ(現・指定管理者⇒次期・指定管理者) 基本協定・年度協定(2023年度)の締結
2023年4月	次期・指定管理者による管理運営業務の開始